

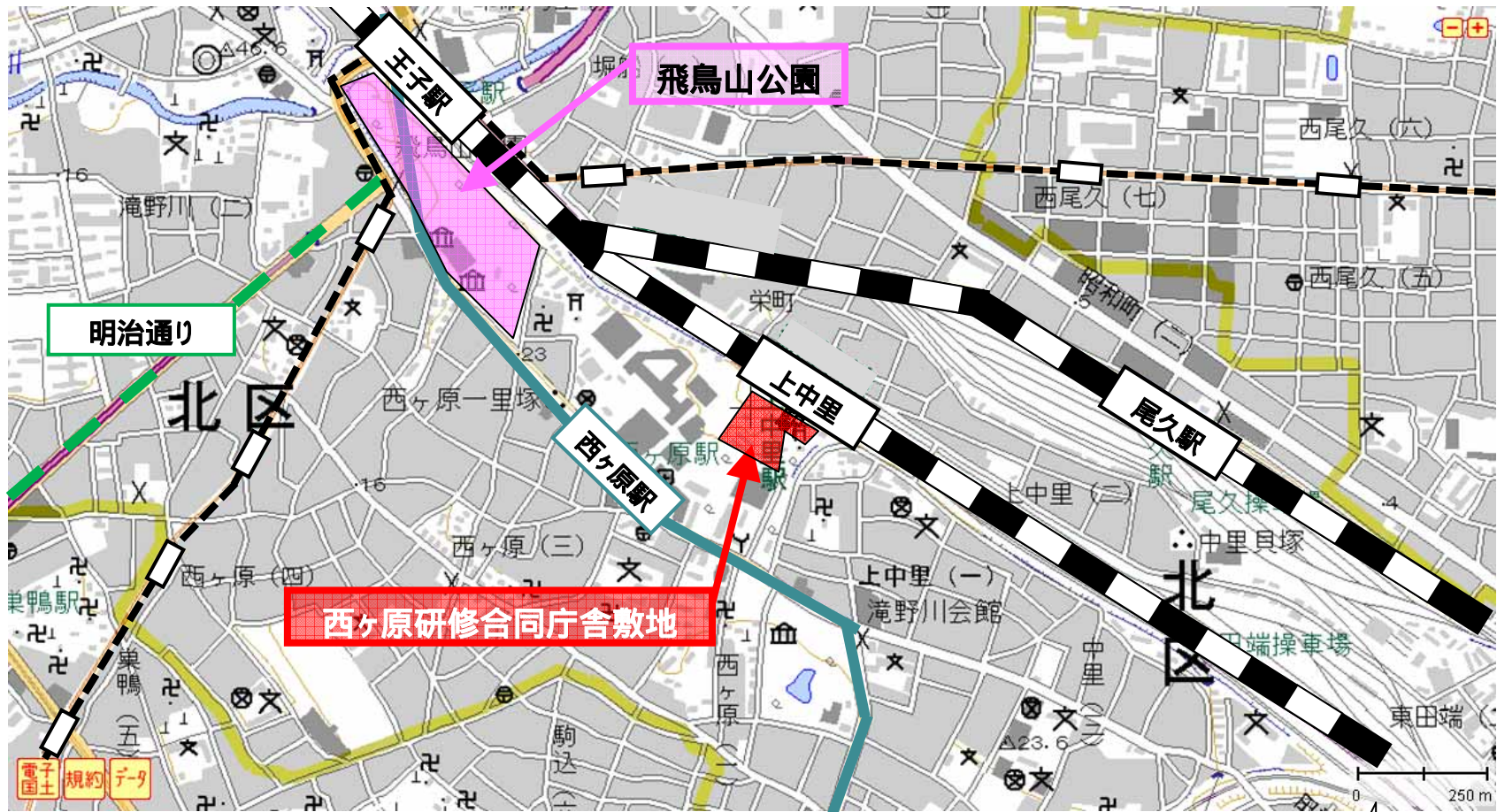
(再評価)

資料 5 - 2 -
関東地方整備局
事業評価監視委員会
(平成23年度第1回)

西ヶ原研修合同庁舎

平成23年7月21日
国土交通省 関東地方整備局

立地概要



目次

1. 事業概要

事業の目的

事業の背景及び経緯

事業の計画概要

2. 事業継続の妥当性

事業をめぐる社会経済情勢等

評価の方法

事業の必要性等

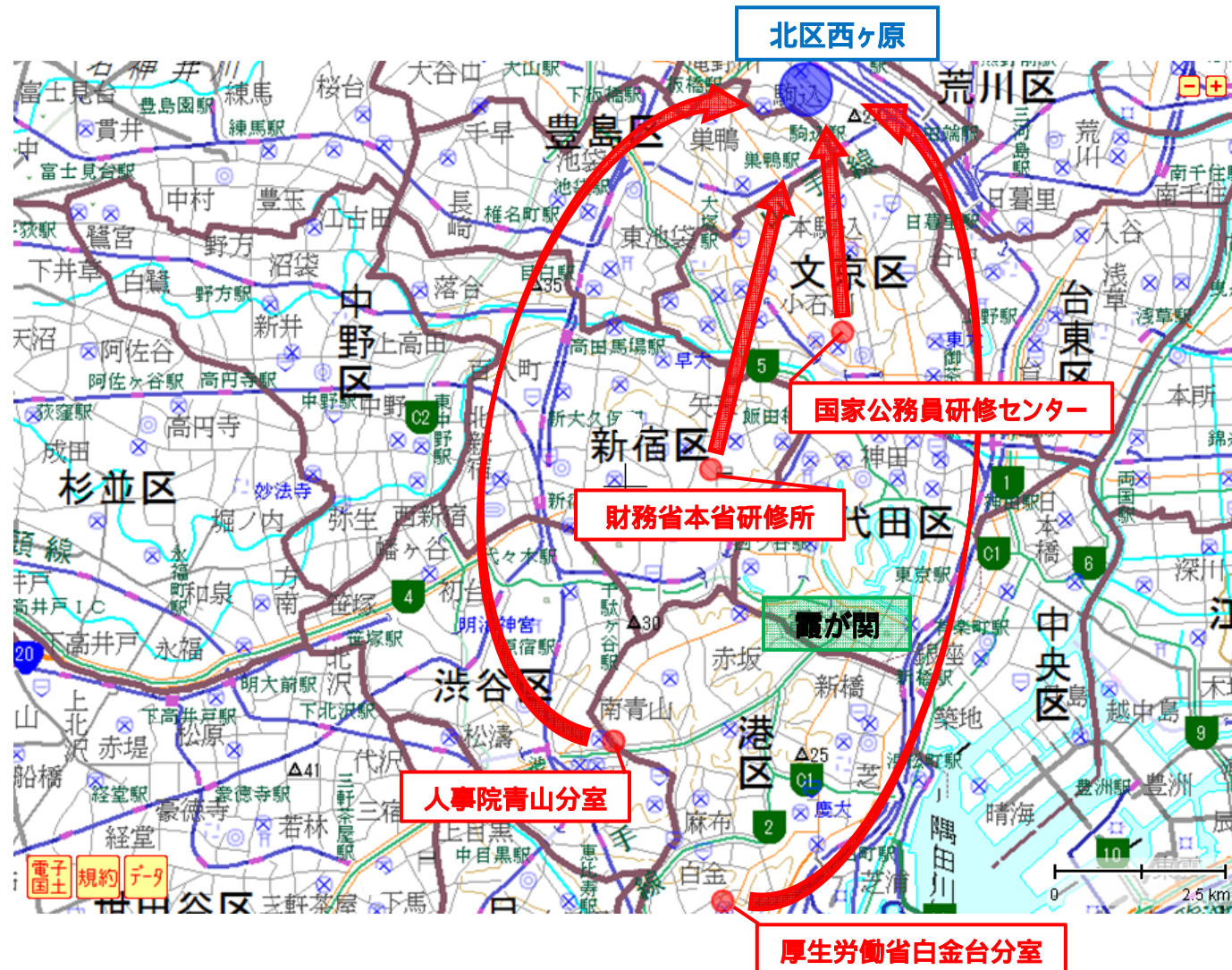
事業の進捗の状況及び見込み

3. 新規採択時と再評価時との比較

4. 対応方針(案)

1. 事業概要 事業の目的

本事業は、東京23区内に所在する国の研修所を移転・集約することにより、研修所としての機能確保及び財政健全化への貢献を図るもの。



1. 事業概要 事業の背景及び経緯

移転対象機関は、老朽化により研修に支障が生じており、耐震安全性も不足している。すべての研修所で、法定容積率を十分利用できていない。



財務省本省研修所
(新宿区)



国家公務員研修センター
(文京区)



人事院青山分室
(渋谷区)



厚生労働省白金台分室
(港区)

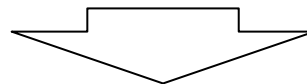
施設名称	所在地	建築年次	不具合等の状況	延床面積	法定容積率に対する利用率(法定容積率)
財務本省研修所	新宿区	1967～74年	老朽、耐震性の不足	15,059㎡	46%(300%)
国家公務員研修センター	文京区	1979年	老朽	1,704㎡	43%(300%)
人事院青山分室	渋谷区	1995年	非効率利用	1,273㎡	75%(300%)
厚生労働省白金台分室	港区	1980年	耐震性の不足	1,415㎡	74%(200%)

総務省統計研修所	新宿区	当初入居予定であったが、総務省の意向により、入居取り止め。(別施設に統合)			
----------	-----	---------------------------------------	--	--	--

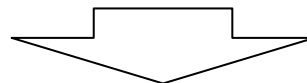
1. 事業概要 事業の背景及び経緯

西ヶ原研修合同庁舎は、国有財産の有効活用のため、財務省の有識者会議より提案された東京23区内に所在する庁舎の移転・再配置計画の一つ。

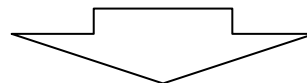
「**経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006**」(平成18年7月7日、閣議決定)
・一般庁舎・宿舍、未利用国有地等の売却・有効活用を促進することとされる。



「**国有財産の有効活用に関する報告書**」(平成19年6月15日)
(財務省:国有財産の有効活用に関する検討、フォローアップ有識者会議)
・東京23区内に所在する庁舎の移転・再配置計画を提案。
・既存研修所については、北区西ヶ原に移転して共用研修所とすることを提案。



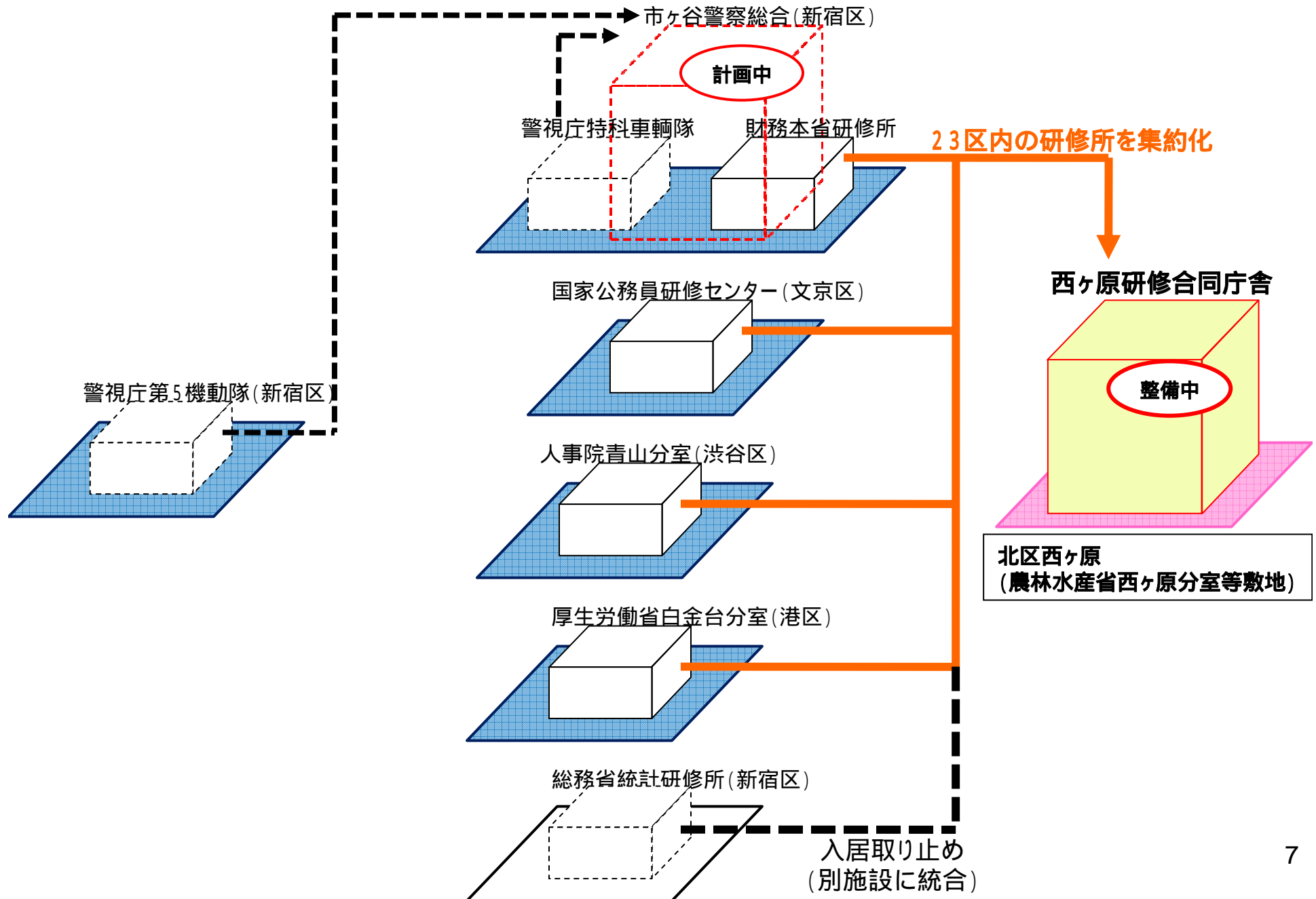
「**閣僚懇談会における財務大臣発言**」(平成19年6月19日)
・報告書で提言された移転・再配置を着実に進めるため関係閣僚の協力を要請。



国土交通省 西ヶ原研修合同庁舎整備事業を事業採択(平成20年4月)

1. 事業概要

事業の背景及び経緯



1. 事業概要 事業の計画概要

計画概要

- ・事業地 北区西ヶ原2 - 2 - 1
- ・敷地面積: 18,958m²
- ・延床面積: 20,909m²
 - (内訳)
 - 管理・研修・厚生棟 13,550m²
鉄骨鉄筋コンクリート造 地上6階
地下1階建
 - 宿泊棟等 7,359m²
鉄骨鉄筋コンクリート造 地上6階建
- ・事業期間: 平成20～26年度
- ・全体計画額: 約109億円



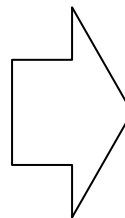
出典:「電子国土」 URL <http://cyberjapan.jp/>

見直し計画による延床面積等

1. 事業概要 事業の計画概要

確保すべき研修機能

- 1) 省庁ごとに、多様な研修コースを実施。
 - ・基礎研修(新採研修等)
 - ・職階別研修(係長研修、幹部研修等)
 - ・特別研修(長期在外研究員研修、専門実務研修等)
- 2) 研修参加者は、全国の職員を対象としているが、緊急用務なども担う本省職員が中心。

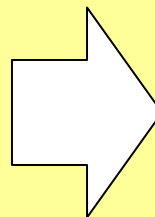


計画の方針

- 1) 施設の共用化による、高い稼働率の達成と、多様な研修室を確保。
- 2) 通勤による研修参加と、緊急時における対応のため、霞が関近郊に立地。
(全国を対象とした研修用に宿泊施設も併設)

整備による具体の効果(例)

授業形式の研修



大教室の縮減や共用化を行うと共に、小演習室を増加させることによって、**討論形式の研修**にも対応



(小演習室を増加)

2. 事業継続の妥当性 事業をめぐる社会経済情勢等

当初計画の策定後、以下2点の事由により、計画規模を縮小することとした。

(1) 施設の効率化

- ・事業採択後に各官署と施設運営についての調整を行い、専用教室・会議室の共用化、宿泊室の2人部屋化、厚生棟・体育館の統合・集約化による規模縮小を行った。
- ・特に、埋蔵文化財調査結果を踏まえ、建築範囲を縮小するために、できる限り規模を絞った。

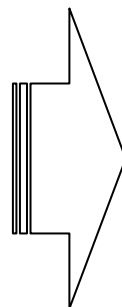
(2) 総務省統計研修所の入居取り止め

- ・「職員研修施設に関する調査結果に基づく勧告」(H22.12.10総務省行政評価局)を受け、統計研修所は、西ヶ原研修合同庁舎への入居を取り止めた。
(情報通信政策研究所(国分寺市)への統合・移転を図る見込みとなった。)

当初計画

管理・研修棟 : 13,960m²
厚生棟 : 2,755m²
講堂・体育館 : 2,146m²
宿泊棟等 : 13,024m²

合計 : 31,885m²



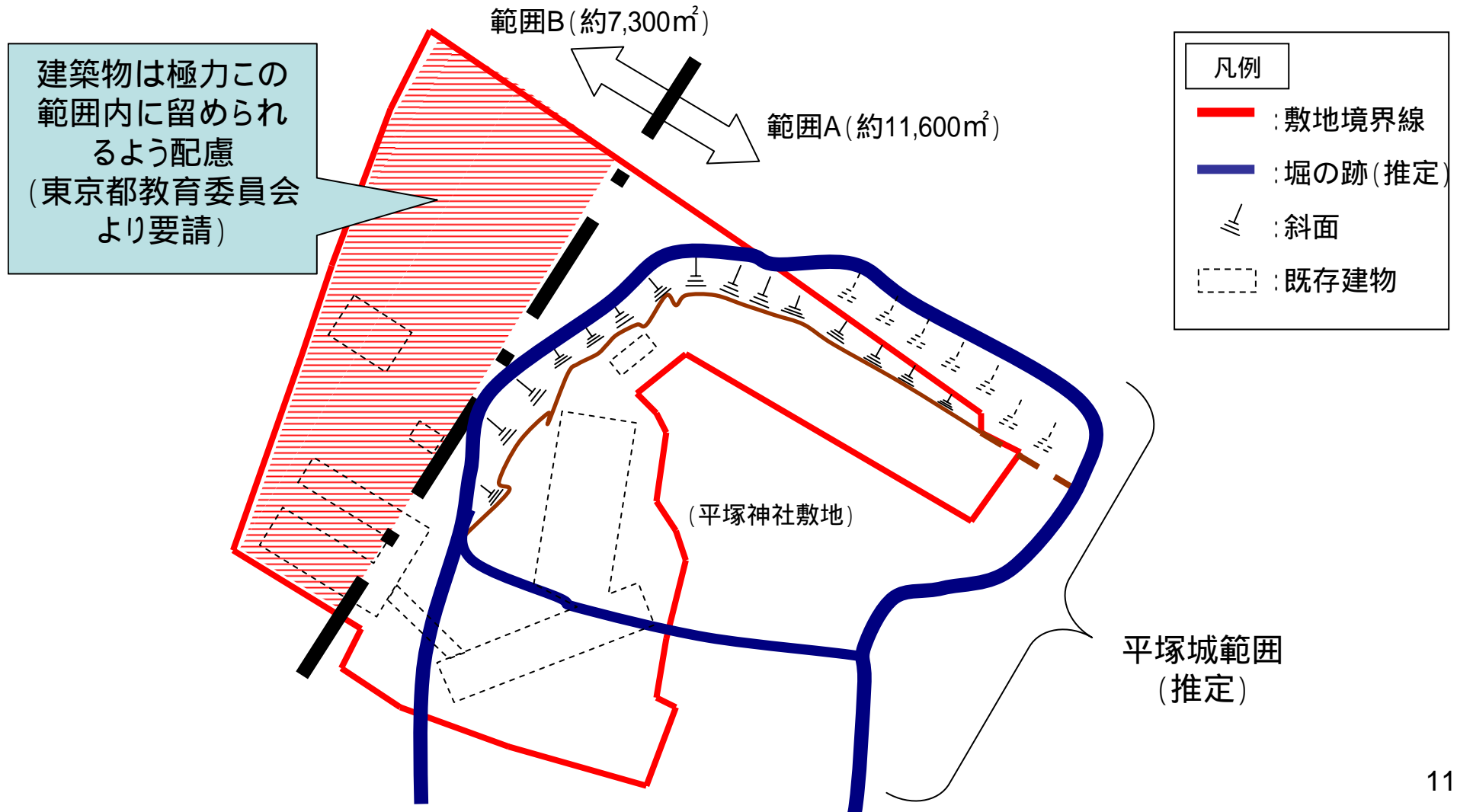
見直し計画

管理・研修・厚生棟 : 13,550m² (教室等の共用化)
厚生棟 : 0m² (統合・集約化)
講堂・体育館 : 0m² (統合・集約化)
宿泊棟等 : 7,359m² (大部屋化)

合計 : 20,909m² (11,076m²)

2. 事業継続の妥当性 事業をめぐる社会経済情勢等

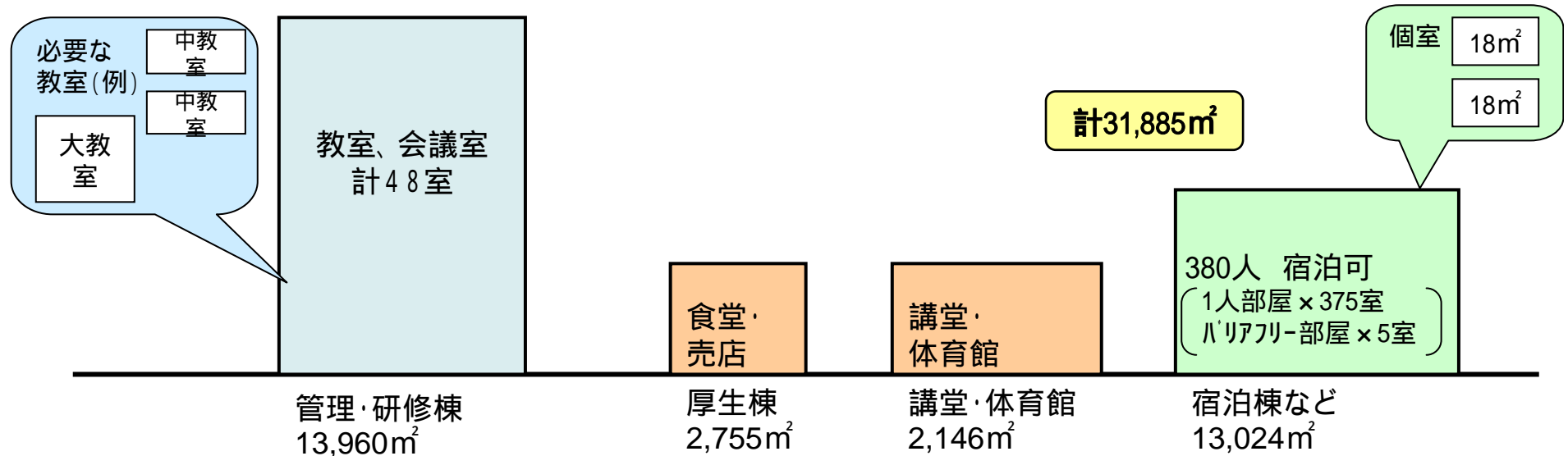
埋蔵文化財予備調査を実施したところ、重要な遺構(中世の城郭跡と推定される遺構)が発見されたため、建築範囲を、極力遺構に影響を与えない範囲に留める必要が生じた。



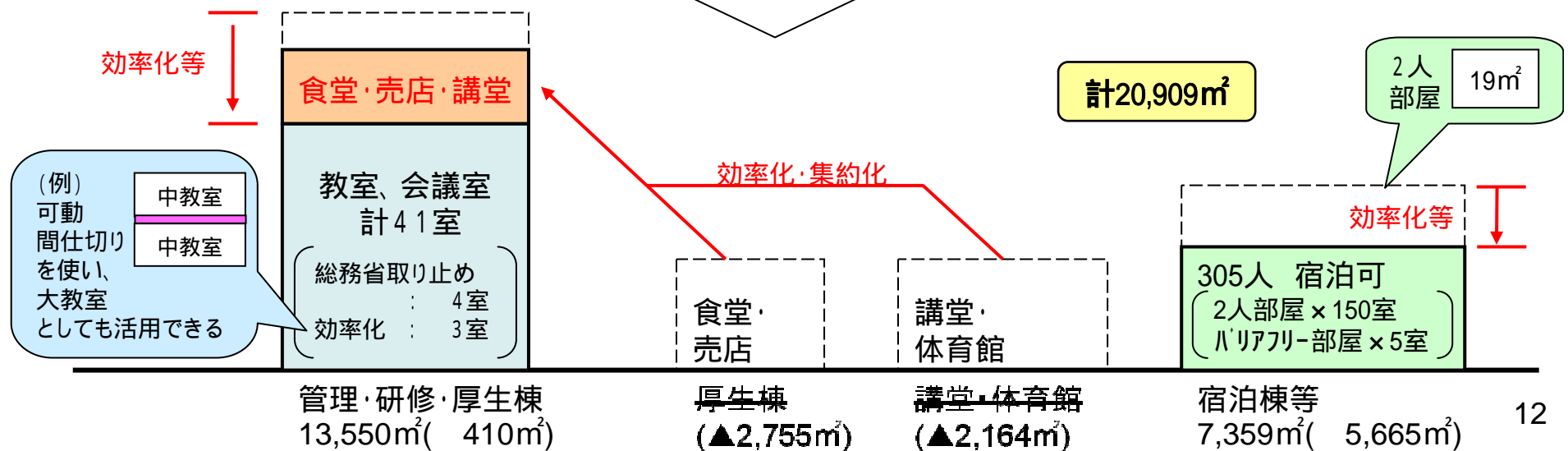
2. 事業継続の妥当性

事業をめぐる社会経済情勢等

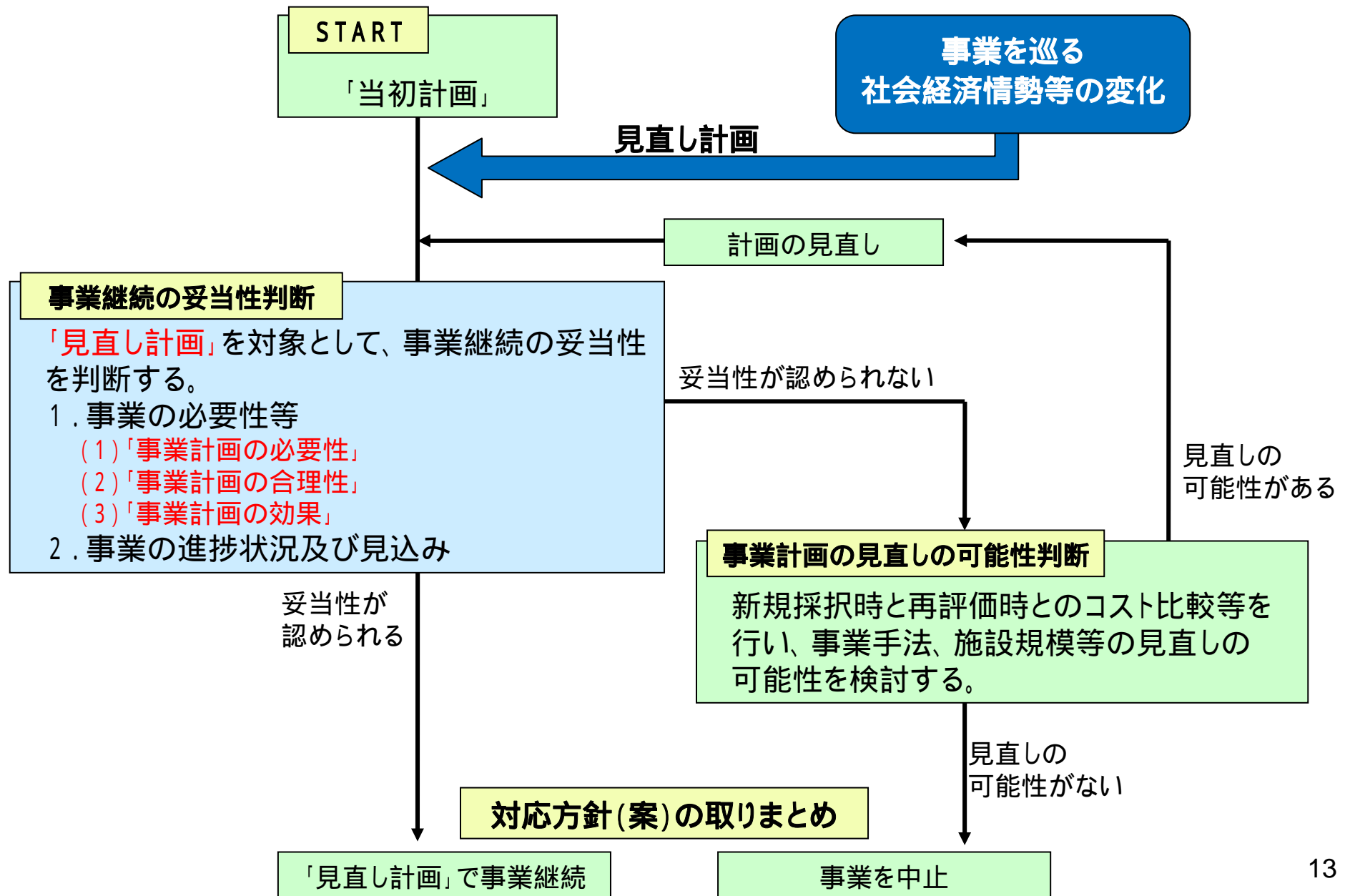
当初計画



見直し計画

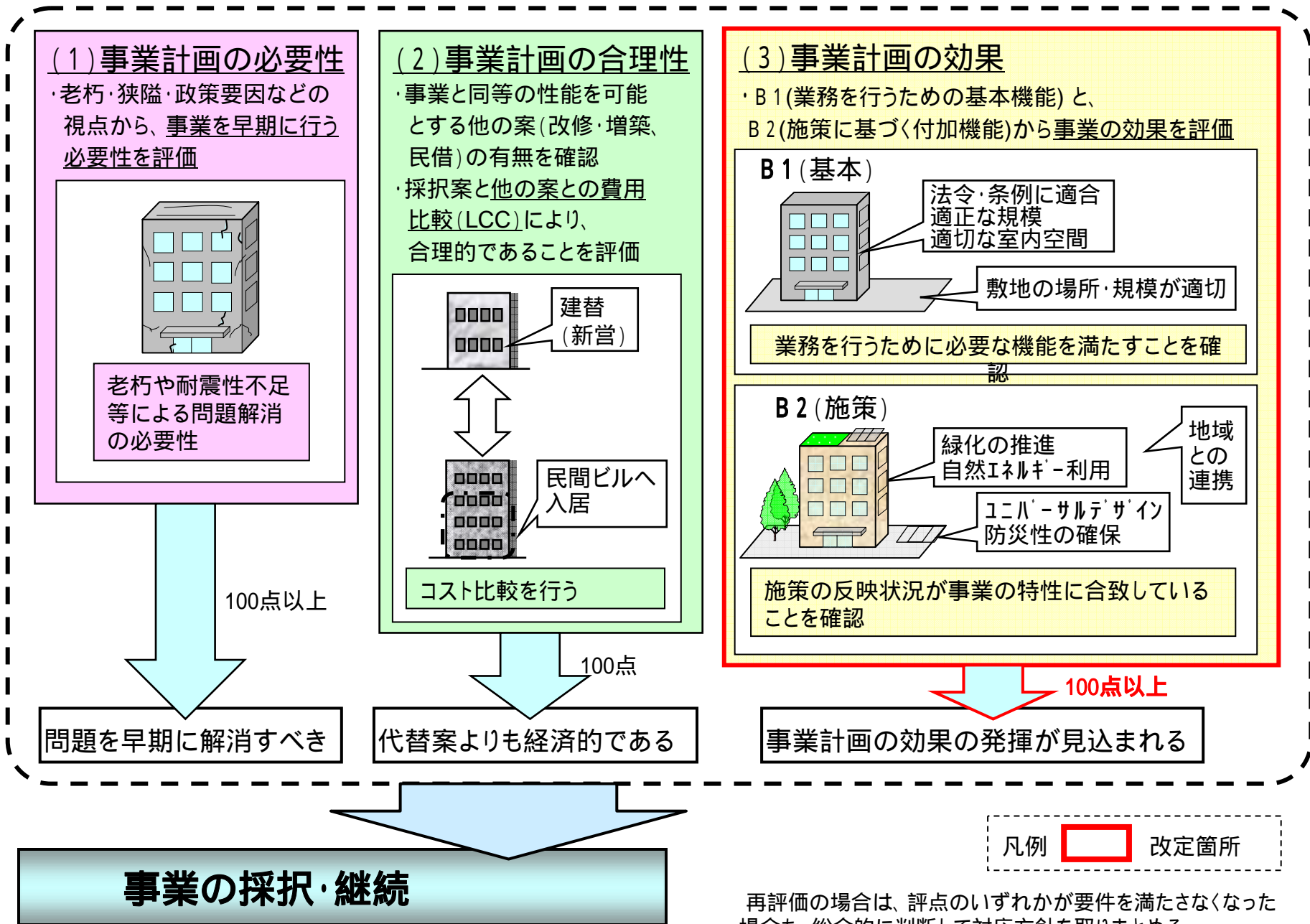


2. 事業継続の妥当性 評価の方法 (再評価フロー)



2. 事業継続の妥当性 評価の方法 (評価手法イメージ)

(平成23年4月改定)



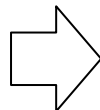
再評価の場合は、評点のいずれかが要件を満たさなくなった場合も、総合的に判断して対応方針を取りまとめる

2. 事業継続の妥当性 事業の必要性等

(1) 事業計画の必要性に関する評価

建替等の場合

計画理由	内容	100	90	80	70	60	50	40	備考
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	
	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	60%以下	70%以下	80%以下				災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。
狭あい	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
借用返還	立退要求がある場合		借用期限が切れ即刻立退が必要なもの		期限付き立退要求のもの				なるべく速やかに返還すべきもの
	返還すべき場合、関係団体より借上げの場合又は			緊急に返還すべきもの					なるべく速やかに返還すべきもの
分散	事務能率低下、連絡困難			2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済であるもの	シビックコア計画に基づくもののうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等全てが整備済のものは7点、全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。
	地域性上の不適			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度50点以下のもの	60点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度70点以下のもの	80点以下	都市計画的にみて、地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にあるもの	
立地条件の不良	位置の不適			位置が不適当で業務上非常に支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの	
	地盤の不良	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの	
施設の不備	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
衛生条件の不良	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	新設新営の主理由として取り上げない。
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。




主要素についての評点に従要素それぞれについての評点の10%を加えた点数を「事業計画の必要性」の評点とする。(合同計画、特特計画は各10点加算)

2. 事業継続の妥当性 事業の必要性等

(1) 事業計画の必要性に関する評価

事業計画の必要性

計画理由		評点			既存官署の問題点
(主要素)	法令等	100	x1=	100	閣議決定等に基づき整備が必要なもの。
(従要素)	老朽	76.3	x0.1=	7.6	築後44年経過しており、老朽している。等
	狭あい	0		0	-
	借用返還	0		0	-
	分散	0		0	-
	都市計画の関係	0		0	-
	立地条件の不良	0		0	-
	施設の不備	58.0		5.8	耐震性能が建築基準法未滿。 バリアフリーに対応できていない。
	衛生条件の不良	0		0	-
(加算要素)	合同庁舎計画			10	-
	特定国有財産整備計画			10	-
合計				133.4	100 

事業を実施する必要性がある。

(参考) 新規採択時: 120点

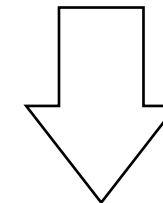
2. 事業継続の妥当性 事業の必要性等

(2) 事業計画の合理性に関する評価

保有と賃借のコスト比較

保有コスト		合計
施設整備費	102.9億円	155.5億円
土地の占用に係る機会費用	25.4億円	
光熱水費	9.2億円	
維持管理費(保守点検費用)	12.2億円	
修繕費	12.5億円	
法人税等	6.6億円	
賃借コスト(テナント料)		合計
賃料	161.8億円	185.8億円
光熱水費	6.6億円	
維持管理費	(賃料に含む)	
修繕費	(賃料に含む)	
法人税等	5.3億円	
その他	22.7億円	
(差額) 保有コスト() - 賃借コスト()		30.3億円

分析期間: 庁舎建設期間及び維持管理期間50年間
 社会的割引率(4%)を用いて現在価値化を行い費用を算定
 賃借案を採用した場合でも、事業敷地に対して、土壌汚染除去等の実施が必要。



コスト比較を行った結果、本事業案の方が合理性がある。

2. 事業継続の妥当性 事業の必要性等

(2) 事業計画の合理性に関する評価(参考)

特殊経費を除いた場合、予定施工単価は、一般の民間事務所施設の施工単価と比べても、ほぼ同等のレベルとなっている。

項目	工事費 (百万円)	備考
1.事務スペース等	6099	
2.特殊な構造	1042	研修用設備 [373] 設備割増 [142] 宿泊室用設備 [161] その他 [365] 渡り廊下 [1] []
3.外構整備	1077	外構 [100] 整地等 [254] 構内舗装 [90] 開発道路 [198] 構内緑化 [8] 工作物 [14] 構内配線・屋外配管 [413] []
4.その他	2640	環境負荷低減 [196] 負担金 [43] 埋蔵文化財調査 [1,354] 電波障害 [38] 土壌汚染除去 [1,009] []
合計	10858	

西ヶ原研修合同庁舎平米単価

・事務スペース(1のみ)

29.169 万円/m²

・特殊仕様含む(1+2+3+4)

51.93 万円/m²

民間建築物平米単価

30.849 万円/m²

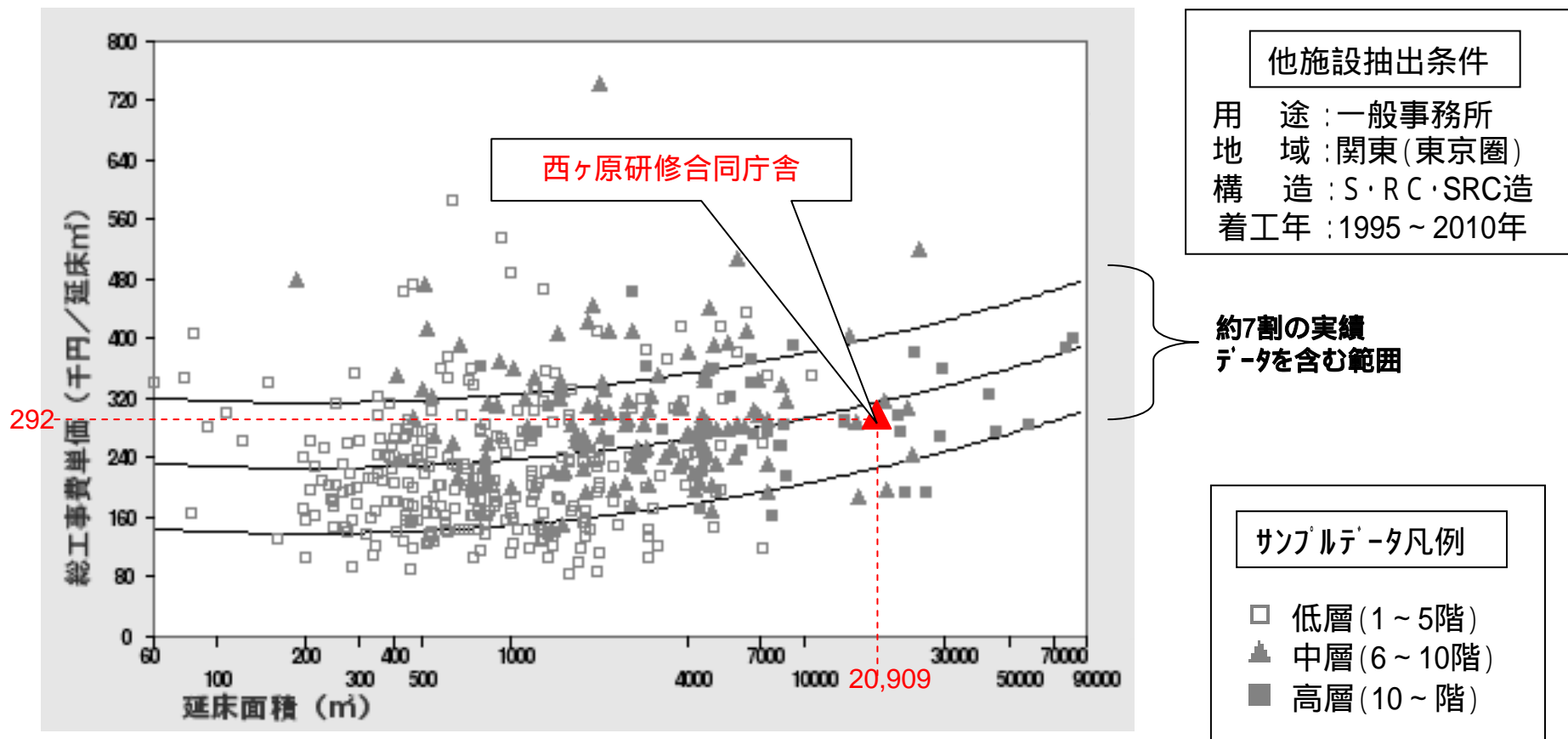
建築着工統計調査報告(国土交通省総合政策局 情報安全・調査課 建設統計室)より計算した民間発注の事務所ビル工事費(RC造及びSRC造)の平均単価

2. 事業継続の妥当性 事業の必要性等

(2) 事業計画の合理性に関する評価(参考)

特殊経費を除いた場合、予定施工単価は、一般の民間事務所施設の施工単価と比べても、ほぼ同等のレベルとなっている。

< 延床面積と総工事費単価 >



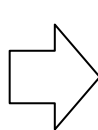
2. 事業継続の妥当性 事業の必要性等

(3) 事業計画の効果(B1及びB2)の発揮見込みの評価

(平成23年4月改定)

事業計画の効果(B1及びB2)の発揮見込みを評価するための指標

分類	項目	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5
位置 B1	用地の取得・借用	国として用地を保有できている。	用地を取得等できる具体的な見込みがある。又は必要な期間の用地の借用が担保されているか、その具体的な見込みがある。				用地の取得・借用の見込みが立たない。
	災害防止・環境保全	自然的条件からみて災害防止・環境保全上良好な状態である。	自然的条件からみて災害防止・環境保全上の支障は全て技術的に解消できる見込みである。		自然的条件からみて災害防止・環境保全上の支障があり、その支障を技術的に全て解消することはできず、軽微な支障が残る見込みである。		自然的条件からみて災害防止・環境保全上の支障があり、その支障を技術的に全て解消することはできず、重大な支障が残る見込みである。
	アクセスの確保	施設へのアクセスは良好である。	施設へのアクセスに支障が無いが、又はその支障は全て解消する見込みである。	施設へのアクセスに支障があり、その支障が全て解消されず、軽微な支障が残る見込みである。			施設へのアクセスに支障があり、その支障が解消されず、重大な支障が残る見込みである。
	都市計画その他の土地利用に関する計画との整合性		都市計画その他の土地利用に関する計画と整合している。	都市計画その他の土地利用に関する計画と整合していないが可能、建設までに整合する具体的な見込みがある。			都市計画等その他の土地利用に関する計画と整合しておらず、また建設までに整合する見込みが無い。
	敷地形状等		敷地全体の有効利用や敷地への安全・円滑な出入りが実現しやすい敷地形状・接道の状況である。又は建設までにそういう状況になる見込みである。		敷地全体の有効利用を実現するには、技術的に工夫を要する敷地形状・接道の状況であり、また建設までにその状況が改善される見込みがない。	安全・円滑な出入りを実現するには、技術的に工夫を要する敷地形状・接道の状況であり、また建設までにその状況が改善される見込みがない。	敷地全体の有効利用や敷地への安全・円滑な出入りを実現するのは困難な敷地形状・接道の状況であり、また建設までにその状況が改善される見込みがない。
規模 B1	建築物の規模		業務内容等に応じ、適切な規模となっている。		業務内容等に対し、やや不適切な規模となっている。		業務内容等に対し、著しく不適切な規模となっている。
	敷地の規模		建築物の規模及び業務内容に応じ、適切な規模となっている。	建築物の規模及び業務内容に対し、やや不適切な規模となっている。(駐車場の不足などが見込まれる。)			建築物の規模及び業務内容に対し、著しく不適切な規模となっている。
構造	B1 機能性(業務を行うための基本機能に該当する部分)		執務に必要な空間及び機能が適切に確保される見込みである。		執務に必要な空間及び機能が適切に確保されない可能性がある。		執務に必要な空間及び機能が確保されない見込みである。
	B2 社会性、環境保全性及び機能性(施策に基づく付加機能に該当する部分)	施策に基づく機能が付加される見込みである。(別表においてA又はBに該当する項目がある。)	法令等に基づく標準的な性能が適切に確保される見込みである。(別表において、全ての項目がCに該当する。)				法令等に基づく標準的な性能が確保されない見込みである。



各項目ごとに、事業の現状に最も近い記載内容の欄を選択し、その係数(1.1~0.5)をすべて掛け合わせ、100倍した数値を「事業計画の効果」の評点とする。

凡例 **赤字**: 改定箇所

2. 事業継続の妥当性 事業の必要性等

(3) 事業計画の効果(B1及びB2)の発揮見込みの評価

事業計画の効果

分類	評価項目	評価
位置	用地の取得・借用	1.1 国として用地を保有できている。
	災害防止・環境保全	1.0 自然的条件からみて災害防止・環境保全上の支障は全て解消する見込みである。
	アクセスの確保	1.0 施設へのアクセスは支障が無いが、又はその支障は全て解消する見込みである。
	都市計画その他の土地利用に関する計画との整合	1.0 都市計画その他の土地利用に関する計画と整合している。
	敷地形状等	1.0 敷地全体の有効利用や敷地への安全・円滑な出入りが実現しやすい敷地形状・接道の状況である。又は建設までにそういう状況になる見込みである。
規模	建築物の規模	1.0 業務内容等に応じ、適切な規模となっている。
	敷地の規模	1.0 建築物等の規模及び業務内容に応じ、適切な規模となっている。
構造	機能性(業務を行うための基本機能に該当する部分)	1.0 執務に必要な空間及び機能が適切に確保される見込みである。
	B2 社会性、環境保全性及び機能性(施策に基づく付加機能に該当する部分)	1.1 (別表参照)
評点		121 100

事業計画の効果の発揮が見込まれる。

(参考)新規採択時:121点(現行の評価手法により評点を補正済)

2. 事業継続の妥当性 事業の必要性等

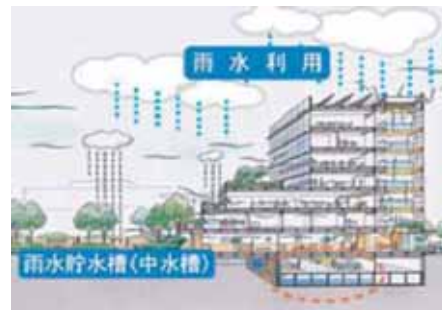
(3) 事業計画の効果(B1及びB2)の発揮見込みの評価

施策に基づく付加機能(B1・B2)の評価(B2の内訳)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	C	一般的な取組が計画されている。(関連する法令、条例、計画、協定等と整合が図られている。)
環境保全性	環境保全性	B	充実した取組が計画されている。(省エネ施策が2つ以上取り組まれる計画である。)
機能性	ユニバーサルデザイン	B	建築物移動等円滑化誘導基準を満たす計画である。(誘導基準を満たすが、「高度なバリアフリー化」には至らない計画である。)
	防災性	C	総合耐震計画基準に基づいた取組がなされているほか、防災に関する一般的な取組が行われている。



太陽光発電設備の例



雨水貯留槽の例



多目的トイレの例

施策に基づく付加機能が発揮される見込みである。(AまたはBに該当する項目がある)
 評点1.1を付与(前ページ表へ)

2. 事業の進捗の状況及び見込み

現在、基本設計、土壌汚染除去及び埋蔵文化財調査を実施中。
当初計画から、工事着手、事業完了が約2年遅れとなる見込み。

		新規採択		H20		H21		H22		H23		H24		H25		H26	
当初計画	測量・設計等	敷地調査	地盤調査			設計	設計										
	埋文・本体工事		埋文予備調査					本体工事	本体工事	本体工事	本体工事	本体工事	本体工事				

↓

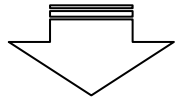
		新規採択		H20		H21		H22		再評価		H23		H24		H25		完成	
見直し計画	測量・設計等	敷地調査	地盤調査					設計	設計	設計									
	埋文		埋文予備調査		埋文調査	埋文調査	埋文調査	埋文調査	埋文調査				埋文調査	埋文調査					
	構内工事				土壌汚染除去	土壌汚染除去	土壌汚染除去	土壌汚染除去					土壌汚染除去	土壌汚染除去					
	本体工事													本体工事	本体工事	本体工事	本体工事	本体工事	本体工事

2. 事業の進捗の状況及び見込み(事業費増加の原因)

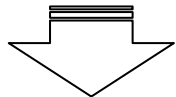
土壌汚染対策法の規定により、土壌汚染除去が必要。

当初計画

国有地であったため、土壌汚染は無いものとして計画。(0億円)

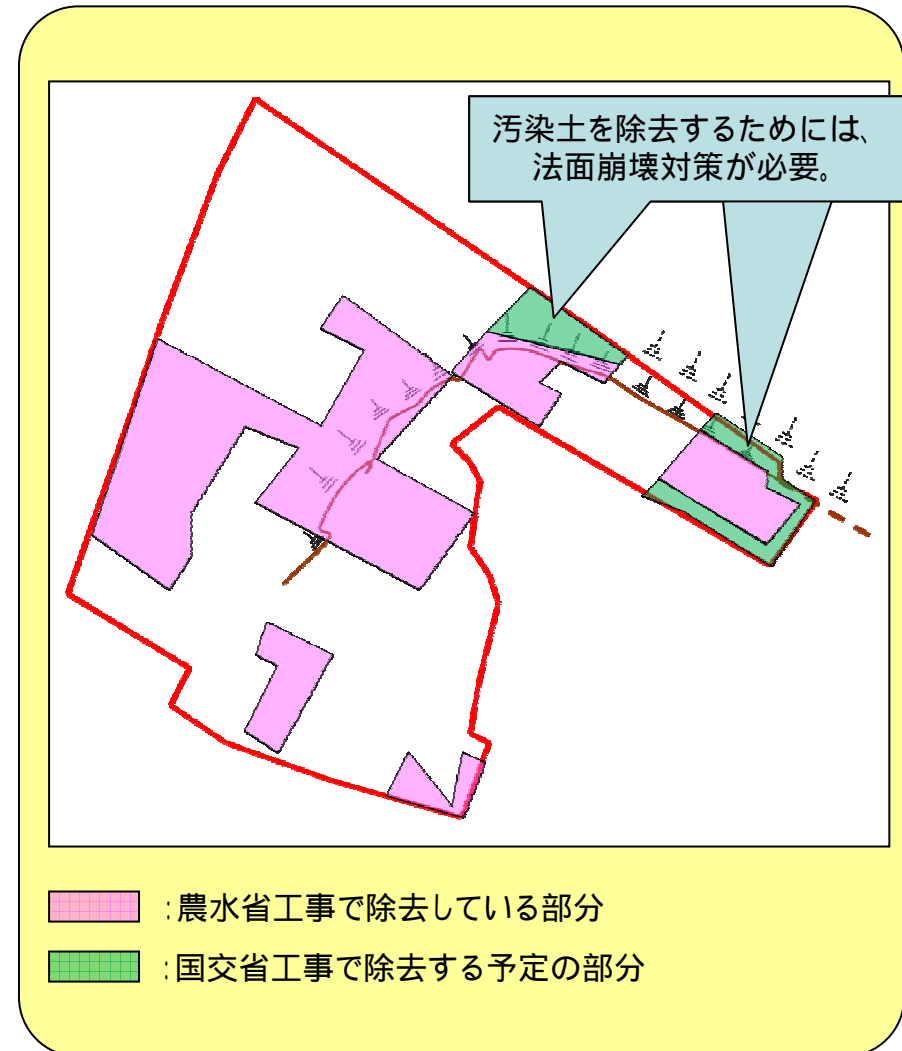


- ・調査の結果、土壌汚染が判明。土壌汚染対策法の規定により、汚染土を除去する必要があり、元所有者である農水省の工事にて除去することとした。
- ・除去と同時に法面崩壊対策をしなければならない範囲については、本体工事(国交省)にて対応。



見直し計画

国交省による除去	3.8億円(未契約)
法面崩壊対策	6.3億円(未契約)
追加費用	10.1億円



農水省による除去費用は15.8億円

2. 事業の進捗の状況及び見込み(事業費増加の原因)

汚染物質が揮発してしまうため、外部に漏れないよう汚染範囲にテントを設置。
テント内では、マスクを装着して作業を行っている。



土壌汚染除去の状況



マスクを装着して作業している様子(左:汚染土の袋詰め、右:遺物洗い作業)

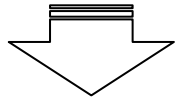
2. 事業の進捗の状況及び見込み(事業費増加の原因)

土壌汚染除去部分及び本体工事部分については埋蔵文化財調査が必要。

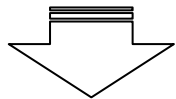
当初計画

東京都遺跡地図に基づき、埋文予備調査を実施

0.8億円(約1,800㎡)



広範囲に渡り、希少な埋蔵文化財が所在していることが判明したため、工事範囲について本調査を実施する必要がある。



見直し計画

汚染土除去範囲への埋文調査	5.8億円(約1,500㎡)
建築範囲への埋文調査	1.7億円(未契約)
法面崩壊対策範囲への埋文調査 及び全体調査取りまとめ	6.0億円(未契約)

追加費用

13.5億円

埋蔵文化財調査



発掘作業の様子



弥生時代の遺構(黄色)と
中世の遺構(青)検出状況

2. 事業の進捗の状況及び見込み(事業費増加の原因)

調査の結果、縄文時代～近世までの多種多様な遺構・遺物の存在が判明した。



中世以降の掘立柱建物跡



中世城郭に関する区画溝(推測)

中世期の遺構群については、城郭関連施設である蓋然性が高く、詳しい所在が不明であった平塚城の主郭に該当する要素を持っている。



出土された状態の遺物



出土された遺物(弥生時代)を元に復元

弥生時代の環濠は、日本海側にある弥生時代後期の高地性集落に共通するものである。

コメントは埋蔵文化財予備調査報告書より

3. 新規採択時と再評価時との比較

見直し計画により、約19億円の事業費減が見込まれている。

事項	当初計画(平成19年度評価)	見直し計画(平成23年度評価)
事業期間	平成20～24年度	平成20～26年度
事業費	約128億円	約109億円
コスト変動要因		建物工事費： 42.4億円 土壌汚染除去： 10.1億円 (法面对策含む) 埋蔵文化財： 13.5億円 <hr/> 小計 : 18.8億円
建築規模	延床面積 31,885m ²	延床面積 20,909m ²
事業計画の必要性	120点	133.4点
事業計画の合理性	100点	100点
事業計画の効果	121点	121点
施策に基づく付加機能	太陽光発電、屋上緑化、雨水利用、身障者対策	太陽光発電、屋上緑化、雨水利用、身障者対策

現在の評価手法制定時(平成23年4月)以前に新規採択時評価を実施したため、当時はこの評点は算出されていないが、当時の資料を基に、新たに算出したもの(参考数値)。

4. 対応方針(案)

事業継続の妥当性判断

事業の必要性等

- ・入居官署の施設は老朽化の進行や耐震性能が不足しており、事業計画の必要性があると認められる。
- ・代替案との比較により、事業計画の合理性があると認められる。
- ・事業の効果に関する評価(B1,B2)により、位置、規模、構造に関する基準を満足する施設が整備されることが期待できる。

事業の進捗状況及び見込み

- ・平成24年度に工事着手、平成26年度中に完成の見込み。

事業計画の見直しの可能性判断

新規採択時と再評価時との比較

- ・教室、会議室の共用化や、宿泊室の2人部屋化等の見直しにより、コスト縮減が図られている。
- ・民間の単価と同等にはなっているが、引き続き、コスト縮減に努める。

以上より、事業継続が妥当である。